

日野町議会第5回定例会会議録

令和5年6月26日(第4日)

開会 9時20分

閉会 11時11分

1. 出席議員(13名)

1番	福永晃仁	8番	高橋源三郎
2番	谷口智哉	9番	加藤和幸
3番	松田洋子	10番	後藤勇樹
4番	柚木記久雄	11番	中西佳子
5番	川東昭男	12番	西澤正治
6番	野矢貴之	13番	杉浦和人
7番	山本秀喜		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町長	堀江和博	政策参与	東健二郎
教育長	安田寛次	総務政策主監	河野隆浩
厚生主監	吉澤増穂	産業建設主監	福本修一
教育次長	澤村栄治	総務課長	正木博之
税務課長	吉澤幸司	企画振興課長	小島勝
交通環境政策課長	大西敏幸	住民課長	奥野彰久
福祉保健課長	福田文彦	福祉保健課地域共生担当課長	芝雅宏
子ども支援課長	柴田和英	農林課長	吉村俊哲
商工観光課長	園城久志	建設計画課長	嶋村和典
会計管理者	三浦美奈	生涯学習課長	加納治夫
学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一	図書館長	長谷川毅

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	吉澤利夫	総務課主査	森岡誠
--------	------	-------	-----

5. 議事日程

- 日程第 1 議第 6 8 号 日野町副町長の選任について
- 〃 2 議第 6 2 号から議第 6 7 号まで（工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その 1 0）ほか 5 件））および請願第 1 号（オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）への日常生活用具給付補助の増額およびオストメイト対応トイレ設置推進等を求める請願書）について
- 〔委員長報告・質疑・討論・採決〕
- 〃 3 決議案第 3 号 国に対し、インボイス制度の延期・見直しを求める意見書決議について
- 〃 4 議員派遣について
- 〃 5 委員会の閉会中の継続調査について

会議の概要

－開会 9時20分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第68号、日野町副町長の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） 皆様、おはようございます。それでは提案理由の説明をさせていただきます。

日程第1 議第68号、日野町副町長の選任について。

本案は、日野町副町長に安田尚司氏を選任するため、地方自治法第162条の規定により同意を求めるものでございます。ご同意のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

－なし－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は人事案件の関係上、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより採決いたします。

議第68号、日野町副町長の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第68号、日野町副町長の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

－休憩 9時23分－

－副町長予定者 選任同意の挨拶－

－再開 9時25分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

日程第2 議第62号から議第67号まで(工事請負契約について(町道西大路鎌掛線道路改良工事(その10)ほか5件))および請願第1号(オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)への日常生活用具給付補助の増額およびオストメイト対応トイレ設置推進等を求める請願書)についてを一括議題として、各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 7番、山本秀喜君。

7番（山本秀喜君） 皆さん、おはようございます。それでは、私からは令和5年第5回定例会における総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

総務常任委員会は、令和5年6月16日、委員会室において午前9時から開会いたしました。議会側からは委員長の私、山本および福永副委員長、以下委員全員と、オブザーバーとして杉浦議長。また、執行側からは堀江町長、総務政策主監、教育次長、図書館長をはじめ関係各課の職員の出席の下、行いました。委員長、町長、議長の挨拶の後に、2件の付託案件の審議に入りました。

1件目、議第64号、財産の取得について(日野町立図書館書架等家具)。物件の数量、一式。取得の方法、指名競争入札。取得の金額、1,584万円。取得の目的は新規。取得の相手方は、有限会社正野博文堂で落札された案件です。この財産の取得についてを議題とし、質疑を求めました。

各委員より、入札者数が、特殊な家具だから1者とのことでしたが、最低3者必要ではないか。新しく設置する書架等の配置に関して、新たに書架に展示される書籍は何なのか。フロアの面積に対する書架の割合の基準等はあるのか。最近はやとりを持って造られる施設が多いが、どのように考えているのか。マルチメディアブース、PCブースが新たに導入されることにより、貸出し用のDVDやCDの視聴や保管枚数、購入の基準、破損などによる買換えの基準などの質疑がありました。

これらの質疑に対して、執行側より、入札の結果は1者となったということで理解いただきたい。全体のバランス等も考え、前回の設計図面を基本としたと答弁がございました。

書架の配置や新たに展示される書籍については、検索・インターネット用のパソコンが3か所、貸出し用のDVDやCDの視聴ができる場所が2か所となり、郷土資料や町に関する資料はできる限り表に置きたいと答弁がございました。

保管枚数については、DVDが1,700枚、CDが6,000枚ほどあり、新たに購入す

るときは利用傾向や流行、幅広い文化に触れてもらえるよう様々なジャンル、外国音楽にも添えるように努めている。買換えについては、破損の状態と利用状況により判断していると答弁がありました。

フロアと書架の配置割合については特に基準はないが、通路で車椅子と人が擦れ違えるかどうかを1つの基準としている。日野町立図書館は広々としてゆとりがある。全体のバランスを考えて配置を考えていきたいと答弁がございました。

関連した質問として、現在の図書館の休館が長いことに関して、住民サービスの向上のために近隣市町と広域的に貸出しの連携ができないものなのか。東近江市に勤務していれば東近江市の図書館で本が借りられるが、日野町ではどうか。ほかに県立図書館との連携、図書館司書について質疑がありました。

執行側より、図書館の休館に関して、広域連携は難しいが、意見を参考に、住民サービスの向上につながるよう、まずは協議を進めたいと答弁があり、副委員長より、要望として、本から得ることのできる情報は多く、子どもが本に接する機会を充実させていただきたい。今回は致し方ないと思うが、事前に町内小学校に本を借りてもらい、学校を通して借りたりできたのではないか。今後このようなことがあれば、教育委員会と連携して検討してもらいたいと要望がありました。

この要望に対して、執行側より、日野町の子どもは読み解く力が弱いので、その力が向上するように努めている。教育委員会としても、予算的な部分も認識して、寄附等があれば学校図書に割り振るなど努めていくと答えられました。

日野町以外の住民に対しての貸出しは、日野町に勤務していれば貸出しは可能であるとのこと、県立図書館との連携は、県立図書館の資料については、館内の検索用パソコンはインターネットに接続していないので対応は難しい。図書館司書については、現在司書7名で対応しており、カウンターの相談コーナーがあり、職員は声をかけやすい雰囲気づくりを心がけていると答弁を受けました。

ほかに委員より、議会図書館としての活用要望や、図書館で子どもが勉強できる環境可否の調査依頼があり、最後にオブザーバーの議長より、入札に関して、できるだけ競争原理を働かせていただき、住民に分かりやすくしてほしい。結果であっても、1者だけとなるといかがなものなのか。コンペ方式など、入札方法についても慎重な入札をお願いしたいと要望がありました。

ほかに質疑なく、2件目の議第65号、日野町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を求めました。この条例改正の主な内容は、森林環境税の導入に伴う改正で、施行は令和6年1月1日に行われるものです。

委員より、森林環境譲与税ですが、今後、日野町は増えていくのか。どういうことに使えるのか。どのような団体に使えるのか。都市部との違いについて、市町間で交渉はしているのかとの質疑があり、別の委員より、軽自動車税の関係で、電動

キックボードの対象者は何人いるのか。また、ほかの委員より、森林環境譲与税については住民に分かりやすく周知してもらいたい。譲与税の明確な基準はあるのかとの質問がありました。

これらの質疑に対して、執行側より、今後は人口が減少していることから、森林環境譲与税も減少していくものと見込んでいる。森林環境譲与税の使途は、森林整備や木材の利用促進、人材育成、担い手確保、森林保全等が対象となる。森林環境譲与税の市町間の調整については、相手市町があることなので、どのような方法で調整できるかなど情報収集し、研究が必要である。電動キックボードの対象者は、メーカーからの問合せは数件あるが、登録はないと認識している。森林環境譲与税の周知については、広報ひのやホームページを通じて制度の概要を分かりやすく周知していく。私有林人工林の面積は、令和2年度までは森林資源現況調査が基準で、令和3年度以降は農業センサス基準となっており、林業就業者数、人口は国勢調査が基準になると答弁されました。

ほかに質疑なく、2件の付託案件について討論に移りましたが討論はなく、一括採決し、賛成委員の起立を求めたところ、全員起立にて付託された議案は全て原案どおり可決すべきものと決しました。

この付託議案の案件審議は午前10時10分に終了し、町長挨拶の後、暫時休憩とし、10時20分に再開。

再開後は調査研究として、日野町の財政状況と今年度予算を学ぶについてを議題とし、配付資料に基づき総務課専門員より説明を受けました。

説明後の自由討議では、委員より、財政健全化判断基準の数字だけではない。住民サービス向上に向けてチャレンジすることが大事と考えるが、いかがか。過疎対策債は、日野町は対象となるのか。

ほかの委員より、会計年度任用職員の割合はどれぐらいなのか。

議長より、通学路の危険箇所の整備の要望は各課から出ているのか。財政調整基金残高10億円は、標準財政規模の20パーセントの根拠はあるのか。企業誘致による自主財源の確保も大事なこと。有利な起債を調査しているのか。

また、私、委員長より、人件費で、会計年度任用職員の導入で令和2年度より5億円の増となり、かなり増えている。令和4年度の出納閉鎖状況で一般会計の残額が8億円もあり、財政運営がきちりできているかとの質疑がありました。

総務課専門員より、健全化判断比率における財政再生団体になると、財政運営に大きな制限が課され、自治体の持つ財政運営の自主性を損なうことから、早期健全化団体、財政再生団体になることは非常にまれである。この意味で、地方自治体の財政運営は自治体の自主性に委ねられている。指標が正常であれば財政状況が健全であることは間違いないが、比較的幅の広い指標であり、自治体の財政状況は基金

残高や起債の残高など、健全化判断比率以外の数値も含めて総合的に判断する必要がある。過疎対策債は、日野町は対象になっていないと答弁がありました。

職員数の回答では、総務課長より、令和5年4月1日現在、正規職員は223人、会計年度任用職員は298人在籍していると答弁がありました。

通学路の危険個所の整備の要望、財政調整基金残高は標準財政規模の20パーセントの根拠、有利な起債について、総務課専門員より、まだ予算要求の時期ではなく、現在のところ各課からの要望は聞いていない。財政調整基金残高は自治体の判断となるが、第6次総合計画の目標値としている。有利な起債が活用できる事業については、年々条件が厳しくなっているが、財政担当部署でも探していると答弁がございました。

人件費の増大の件、令和4年度一般会計残額が大きいことについては、総務課専門員より、もともと物件費で計上していたこともあり、単純な人件費の上乗せではないが、制度導入により共済費や勤勉手当が増えており、職員数も増えている。費用は確実に増加している。また、必要な雇用のため、人件費を予算措置していたが、応募が少なく、実際の採用数に満たないこともあると答弁され、令和4年度の残額が多いことについては、昨年度も繰越しが多く、今年度は昨年以上に精査するように周知したが、結果として一般会計の差引残は増加した。思いのほか税収が伸びたこと、コロナワクチン等の国庫支出金などが要因と考えていると答弁を受けました。

以上、調査研究の日野町の財政状況と今年度予算を学ぶについて、午前11時42分に終了いたしました。

これで令和5年第5回日野町定例会における総務常任委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、産業建設常任委員長 9番、加藤和幸君。

9番（加藤和幸君） それでは、令和5年第5回日野町議会定例会産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

本委員会は6月16日午後1時55分から委員会室において行われ、議会側は委員全員と、執行側より堀江町長、河野総務政策主監、福本産業建設主監、嶋村建設計画課長、吉澤税務課長はじめ関係各課職員が出席されました。なお、杉浦議長は欠席でした。町長挨拶に続き、本委員会に付託された議案2件、ほかに2件の調査研究を行いました。議案の説明は先の議員全員協議会で受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第62号、工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その10））を議題として質疑に入りました。

委員より、工事は最初、青葉台の入り口までと聞いていたが、五月台の入り口までと短くなった。青葉台の出入口を考慮したのか。また、仮設道路などの計画も聞

きたい。工期が令和15年まで延びたと聞いているが、今後の進捗予定、問題点等を伺いたい。

これに対して、杉本建設計画課参事より、ドリームファーム、近江ヒルズ居住者の通勤などがあり、五月台までの区間で工事をストップしている。危惧しているのは青葉台の用地買収。他府県の所有者が多いので、買収の難航が予想される。今後の進め方や日野川ダム貯水池など、今年度内に県と協議していきたい。仮設道路などの計画については、設計はできており、来年度は問題なく発注できる。今後、青葉台区域に入ると問題が出てくると予想している。青葉台の迂回路は西大路側に抜けるように考えているとの回答でした。

また、他の委員より、道路の排水対策について質問がありました。通常の大雨などは計算上、排水できると思うが、浸透性の道路によって数十年に一度の大雨なども対策できるのではないかと。次に、工事の入札であるが、もう少し町内の事業者を利用できないものか。また、入札において、額の低さだけでなく、技術的なものなども考慮していただけないか。

これらに対して、同参事より、排水対策については計算上できている。大切なのは道路の維持管理と考える。また、浸透性の道路にすることは可能であるが、車の走りやすさは通常の方がよいと考えている。次に、入札ですが、過去には町内業者である株式会社今井工業、株式会社松山組、株式会社奥田工務店、株式会社東沢組などに落札いただき、大変信頼できる成果を提供いただけていると考えている。

また、福本産業建設主監から、指名願いなどは県に準じている。金額の大小もあるが、町としては町内事業者の落札を期待もするが、制度上難しい面もある。引き続き研究していきたいとの答弁がありました。

これを受けて、近年は想定外の大雨もあり、この地域は近くに民家も少ないことから、しっかりと対策するとともに、維持管理をしていただきたい。また、入札については地域内経済循環にも有効であるし、町内事業者には雪寒対策などにも協力いただいていることから、考慮していただきたいとの要望がありました。

また、別の委員より、歩道の縁石ブロックと歩道の間には土などがたまり、草が生えてくる。何とかできないかとの問いに対して、同参事は、道路を造ったときはきれいであるが、造る側からすると、境界ブロックの設置の際には数ミリの誤差が生じ、その部分に年数が経過すると水がたまり、ほこり、土などがたまりやすくなり、草が生えてくる。生えないようにするには、工事後の検査などにおいて適正な確認をすることが重要であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、次に、議第63号、工事請負契約について（大谷公園体育館屋根改修工事）の質疑に入りました。

委員より、図面を見ていると、体育館の屋根はカラーガルバリウム鋼板と書かれ

ているが、今までと同じ材質か。また、耐用年数、何色にするか、大雨の時の音対策について聞きたい。

これを受けて、吉澤範文建設計画課主任は、今までとは違う材質であり、メーカー保証は10年であるが、長く使っていこうと考えている。色はこれから決め、公園のイメージに合う色にしたい。防音については、ポリエチレンを間に挟むことにより音を軽減するとの回答がありました。

副委員長よりのガルバリウム鋼板は金属製なので、定期的に塗装工事もされるのかとの問いに、同主任は、長寿命化計画の中でしっかり維持管理をしていくとの答弁でした。

また、委員より、今回の屋根工事は国スポのための改修の一面もあるが、体育館前の道路に水がたまることは知っておられるかとの問いがあり、杉本参事が、先日の大雨で道路に水がたまったことは承知している。道路がアップダウンしており、排水路に落ち葉がたまりやすく冠水した。適正な維持管理をすれば冠水は起きないと考えているとの答弁がありました。

また、別の委員より、屋根の色によっては暑くなるので、十分考慮いただきたい。また、といの補強に塩ビシートと書いてあるが、耐久性に問題はないのかと質問があり、同主任は、屋根の色については、暑くならないような色を考えている。塩ビシートと書いてあるが、複合板ということなので、素材に問題はないとのことでした。

ほかに質疑はなく、反対討論もなく、採決に移り、議第62号、工事請負契約について工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その10））ほか1件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

町長挨拶があり、休憩の後、調査研究に入りました。

まず、インボイスについて担当の税務課吉澤課長より資料の説明を受けた後、自由討議に入りました。

委員より、家を建てた場合は、その家の対価に対して10パーセントの消費税がかかるが、その土地に税金はかからない。税がかかるものとかからないものの違いは何か。また、ガソリンにはガソリン税があり、消費税がさらに上乗せされているのではないかと疑問に思っている。税の仕組みを教えてください。

税務課長は、消費税は、一般的には事業者が商品の販売やサービスの提供に対してかかる税金と認識をしている。土地の売買については消費税がかからない。ガソリンについては、揮発油税が販売価格の一部を構成し、課税標準に含まれており、その課税標準に消費税を課税するものである。

また、別の委員より、インボイス制度は国税で、町は関係していないのであるが、制度として伺いたい。1,000万円以下の小規模事業者や店舗がインボイスの適格請

求書を発行しようが自由だが、例えば、散髪屋は請求書発行者番号がなくても問題ないと思う。しかし、第二工業団地にあるような大手企業に納めている小規模事業者がインボイスの発行事業者でない場合、相手が大きな企業で、インボイス企業である場合、大きい企業は税額控除にならない。そこで、インボイスの業者でない取引1,000万円内は丸かぶりになるので、小規模事業者は負けるか、その分値引きをさせられる。ノーと言ったら取引がなくなる。こういう場合の救済制度はあるのか。また、経過措置はどれくらいあるのか。また、相手が適格事業者かどうかを調べることはできるのか。

税務課長は、課税事業者になるよう要請すること自体は法律上問題ないが、課税事業者にならなければ取引価格を下げるとか、応じなければ取引を打ち切るなどと通告することはQ&Aにも載っており、独占禁止法などで問題になる行為に該当すると思う。経過措置についてはQ&Aに載っていたと思うので確認し、知らせる。適格事業者かどうかは国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトで調べることができるとのことでした。

また、日本経済を支えている大部分は中小企業であり、コロナ不況下、町内においても小規模事業者・店舗が圧倒的多数を占めている中で、インボイス制度は時期尚早と多くの方が思っている。町は直接の関係者でないことは承知の上で、町行政としてどのように思うかと問われ、同課長は、税の仕組みが一旦決まると、なかなか開始時期の延長や見直しとなることはないとの認識しているとの回答でした。

また、消費税の始まりのときは1,000万円以下の事業者に徴収しないというのは、それが小規模事業者支援であった。インボイス制度は、小規模事業者などにとってひどい制度だとの問いに、同課長は、基準期間の課税売上げが1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告および納付を行う必要がないとの認識している。ただし、令和5年10月1日以降、経過措置はあるが、仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書が必要となる。発行には発行事業者の登録が必要となり、登録を受ければ、課税売上げが1,000万円以下の事業所でも課税事業所となり、消費税の申告が必要となる。こういう説明でした。

また、福本産業建設主監は、インボイス制度は多くの課題があり、全国商工会連合会も課題だとして活動されてきました。制度には多くの矛盾を感じます。町内の中小規模事業者の意見を聞き、行政もしっかり勉強させていただきたいとのことでした。

また、別の委員より、なぜ土地に消費税がかからないのかというと、消費税は預り税ではない。要は事業者にかかる付加価値税で、消費者から預かったお金ではないという判例が出ている。免税事業者は消費者から預かっているのに払わないのはおかしいという理屈になるが、裁判では預り金でないという判例になっている。

また、別の委員より、10月から制度が始まるが、町内の小規模事業者・店舗に、税務課は申請についてのアドバイスや広報はしているのかとの問いに、同課長や主監は、町として広報の依頼はされているが、登録の啓発や相談などは商工会や税務署が受けているとのことでした。

委員より、先ほどからお話ししたとおり、制度にいろいろな問題点があることから、多くの議員の賛同が頂けるなら、議員提案として日野町議会から国に意見書を出して、延期していただくように求めることも可能ではないかと思うという発言があり、委員長が議員提案として取りまとめてよいかと諮ったところ、異議なしとのことで、案文を用意することになりました。

続いて、2つ目の調査研究として、町内の道路整備の現状と今後を取り上げ、担当課より説明を求めました。杉本建設計画課参事および嶋村建設計画課長の説明に続いて、自由討議としました。

委員より、名神名阪連絡道路の全線が計画されたことはありがたい。物流もよくなり、生活道路と分かれることで交通事故も減る。安全や災害対策の面でもよい。しかし、町内にインターがないと意味がないので、インターを要望する。八日市インターチェンジ付近にコストコが来るとのことだが、進捗状況はどうか。また、307号安部居地先の登坂車線の設計はできているのか。西明寺安部居線の遺跡問題、中之郷交差点の横断歩道などが問われたのに対し、杉本参事より、名神名阪のインターチェンジなどの情報はまだ全然出ていない。コストコは分からない。安部居登坂車線の設計はできている。西明寺安部居線は、遺跡よりも307号との交差点の形状の問題が大きい。中之郷交差点は現在工事中であり、県に伝え、要望する。

また、嶋村課長が、名神名阪連絡道について、補足として、公式な話ではないが、物流道路ということで、工業団地に近いルートを想定されているようだ。インターチェンジなどについては、町としてもしっかり要望していくとのことでした。

別の委員より、西明寺安部居線の1期工事区間で、防草シートが張られている。要望があれば町はどう対応するかとの問いに、参事は、防草シートは草が生えないという利点はあるが、のり面が高いと土が流れてしまうので、防草シートが必ずしもよいとは考えていない。また、図書館東側の県道ののり面のコンクリートについては、県が配慮していただいたと考えている。きれいだが、費用はかなりかかっているとの回答でした。

また、別の委員より、307号大谷信号から安部居地先の道路の凹凸、深山口付近の道路にかぶさる樹木や竹の伐採などはどうなっているかとの問いに、参事は、舗装の修繕は南比都佐小学校前や役場前をしていただいた。現在は、下駒月に向けて修繕を計画している。傷んでいるところはその都度県に連絡し、修繕している。

また、別の委員より、木津から深山口交差点の竹の伐採、深山口から迫の間の大

きな木などについて要望があり、参事からは、土地の所有者にあらかじめ伐採等の承諾が得てであると作業に入りやすいので、協力をお願いしたいとのことでした。町道の草刈りについては、7月に着手するとの回答もありました。

ほかに意見はなく、調査研究を終了し、午後4時10分、委員会を閉会しました。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、厚生常任委員長 6番、野矢貴之君。

6番（野矢貴之君） それでは、令和5年日野町議会第5回定例会厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

去る令和5年6月19日午前に委員会を開催いたしました。議会からの出席者は委員長、私と谷口副委員長、また、所属委員全員であります。執行側からは町長、総務政策主監、厚生主監、福祉保健課長、地域共生担当課長、交通環境政策課長をはじめ担当職員の皆様、複数ご参加いただきました。

この厚生常任委員会では付託案件が1件、請願が1件の審議となりました。付託案件としては、議第66号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてということでしたが、こちらは、ひだまり事業所が勤労福祉会館のホールを使用するというようなものに伴う使用料条例の一部を改正するというので、話題はそちらに集中しました。

委員より、ひだまり事業所が勤労福祉会館のホールへ移設される経緯、また、今後について周知の方法、このようなことの質問が出ました。

執行側からは、経緯は、人材不足により令和2年度通所介護事業（デイサービス事業）を休止した。このまま休止をしておいては介護保険上の指定事業所としての更新ができないため、協議の上、事業廃止を決定した。都市計画法上、そのまま上野田にある現事業所の継続使用ができなくなるというような旨から、今後は訪問介護、居宅介護支援、障がい者訪問介護の事業をする事務所として勤労福祉会館を使用するというような経緯に至ったと話がありました。上野田のひだまり事業所の跡地利用については、放課後等デイサービスと生活介護の利用者が増えているという課題に対応するため、跡地利用をできないか検討中であるという回答でありました。

また、ほかの委員からは、ホールが使用できなくなるということによる影響、また、ひだまり事業所が勤労福祉会館に移転するメリット・デメリットはどういったものがあるかという質問が出まして、執行側からは、メリットについては、以前から社会福祉協議会の総務部門と事業部門の事務室が離れているという課題があったことに対して、事務機能が近くでまとまるということで効率がよくなる、こういったメリットが考えられると回答があり、デメリットは、そのままホールが使えなくなるというようなデメリットがあるということでした。また、このデメリットを埋めるための代替案としまして、今までホールを使っていたところに関しては、他

施設の活用を進めていくということで、林業センター、行政が事務局になっているところは防災センターの研修室を使う。また、わたむきホール、各公民館を勧めていくというような回答がありました。

以上のような質問、意見交換の後、採決を取り、全員賛成といたし、可決するものと決しました。

また、請願第1号として、オストメイトへの日常生活用具給付補助の増額およびオストメイト対応トイレ設置推進等を求める請願書というものが出来てまいりましたので、これの審議をいたしました。

委員より、意見交換として、役場とわたむきホールにオストメイト未設置ということであるが、それはすぐに設置ができるのか。なぜ今まで設置してこなかったのか。また、補助金割合を圏域で統一的に整えている、そろえているということであれば、当町独自の増額はできるのかというような質問がありました。

執行側より、トイレの幅や配管等も踏まえ、設置の方法は考えたい。主に今まででは外回りの工事であったことから、内部の議論ができていなかった。今後、主監課長級会議において、施設担当課長だけではなく、広く住民の方々に思いをはせ、議論していきたいという回答がありました。また、2市2町では給付額を統一しているということであるが、町独自の決定で給付額を増額することはできる。ただ、今までの経緯もあることなので、物価高騰は日野町だけではないということも踏まえ、2市2町で理解を共有できるように協議していきたいという回答がありました。

以上のようなやり取りの後、採決に移り、起立全員によって採択することと決しました。請願採択の旨を執行側に伝えるとともに、誠実かつ早急な対応を強く申し入れ、この議案については終了いたしました。

町長挨拶の後、説明員の交代を頂き、残りは調査研究に移りました。

調査研究については2つ行いましたが、1つ目は新設された交通環境政策課環境政策担当からのレクチャーを受けました。

環境政策とは何かというようなことでありましたが、これについて意見交換を行い、委員より、環境政策の問題点は何か。働き手の観点から、将来的にサービスを提供し続けられるのか。また、環境政策の中に交通安全というものがあるが、これは交通政策ではないのかというような意見を頂き、皆で意見交換を行いました。

その中で、交通環境政策課よりは、近隣市町に比べ、日野町からは特に出るごみの量が多いというような情報も頂き、皆で意見交換を行いました。

また、2つ目に、新設された福祉保健課の地域共生推進担当からもレクチャーを受け、地域共生とは何かというようなことを話し合いました。

また、そこでは委員から、重層的支援体制整備事業というものの準備はどのようにしているのか。また、補助金は申請しないのか。また、それについての周知の方

法というのはどのように考えているのかというような意見が出て、皆で意見交換を行いました。

厚生常任委員会では、このような地域共生社会については引き続き調査研究をしていくつもりであります。

その後、組織・団体との意見交換会をどのようにするかというようなテーマで意見交換を行い、厚生常任委員会を閉会いたしました。

以上をもって厚生常任委員会委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩します。

－休憩 10時05分－

－再開 10時06分－

議長（杉浦和人君） 再開いたします。

6番（野矢貴之君） 厚生常任委員会の委員長報告において、追加で説明をいたします。

議第66号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定についての採決についてでございますが、可決決定することに賛成の委員の起立を求め、起立全員で可決したということであります。

以上、厚生常任委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、予算特別委員長 8番、高橋源三郎君。

8番（高橋源三郎君） それでは、令和5年第5回定例会における予算特別委員会について、委員長報告を行います。

去る6月15日、委員会室において午前8時58分より予算特別委員会を開会しました。出席者は、議会側より議長をはじめ委員12名全員。そして、執行部側より町長、総務政策主監はじめ関係する主監、課長、職員の出席がありました。はじめに町長、議長の挨拶を頂き、その後、委員会に付託された案件について審査に入りました。審査を行うにあたっては、執行部側から説明を受け、質疑を行い、質疑の終了後に討論・採決することについて異議がないか確認したところ、異議なしとの声を頂きましたので、そのように進めることにしました。

議第67号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第2号）を議題とし、審査に入りました。審査は特定財源を除いた歳入と歳出に入り、民生費、労働費、農林水産業費、土木費について行いました。第1条の歳入歳出予算の補正のうち、歳入の一般財源については議員全員協議会で既に説明を受けていたので、歳出から入り、第3款・民生費、第5款・労働費、第6款・農林水産業費、第8款・土木費およびこれに伴う特定財源について担当課長に説明を求め、各課長より今回の補正に係る説明を受けました。担当課長の説明後、質疑に入りました。

質疑では、委員より、農業費の担い手育成対策事業について質問があり、10年近

く前に希望される人を連れて説明を受けたことがあるが、補助対象者についての質問と、また、東桜谷は中山間地域で、急傾斜地や変形田があり、大型の機械が入らないところがあるということで、そうした小規模農家や小型機械についても対応されているのかとの質問があり、農林課主任より、人・農地プランを策定された地域において、その地区の中心的経営者を対象に、ポイントの高い経営者から採択されること、また、機械の導入によって拡大される目標面積や付加価値額などを設定した計画を提出し、達成できるかなどが要件となるということ、滋賀県の特定高性能農業機械導入計画で、機械の能力によって達成できる目標基準に基づき支援計画を策定し、事業の入り口の部分で機械の大きさは要件とならず、個別相談に対応しながら申請を進めることになるとの答弁がありました。

これに対し、同委員より、農業経営者の減少や経営形態の多様化などによって状況は変わってきている。状況に応じた制度の改正はされているのかとの質問に、同主任より、前身の経営体育成支援事業を含め、かなり前からある制度だが、経営体の集積・集約化を図る傾向となっているため、小規模農家を含め、多く受け入れる制度となっていないのが現状であるとの回答がありました。

また、同委員より、町内では小規模農家が活躍されていることや、大型機械が合わない地形など、制度に適合しない条件が多々あるため、町単独事業などによって補助制度の強化を図っていただきたいとの要望に、農林課長より、本会議の質疑でも話題に上がり、課内で協議、議論した。国は大規模化、集約化の傾向にあり、中山間地域の現状に合った小規模農家にも光が当たる制度を内部で議論し、国・県へ要望することも含めて考えていかなければならないとの答弁でした。

続いて、別の委員より、大型機械を導入したものの、経営不振となった事例があるということで、以前、農業共済では薬剤ミスト散布機への補助があり、地域や字、組合等で活用されていた。大規模な補助もよいが、小規模農家への小さな補助のほうも重宝されていることもあるがどうかとの質問に、農林課長より、農家の皆さんは機械をととても大切にされている。しかし、機械の寿命が同時に農業の辞めどきになることは残念だ。この町の農業に合った支援として何ができるかを検討していきたいとの答弁でございました。

また、別の委員より、シルバー人材センターの工事で故障したエアコンの対応について、現行の機器の耐用年数が来ているのか、新しい機械の省エネ性能などを踏まえてどのように判断されたのかとの質問に、商工観光課主任より、平成11年度のセンター建設時に設置されたカセットエアコンであるため、交換部品がない。機械の交換を行うこととなった。現状のカセットエアコンと家庭用エアコンで必要な経費を比較したところ、工事費が同程度であったために、カセットエアコンのほうが省エネであるということから、そう判断したとの回答でした。

同委員より、役場庁舎の空調設備も同様の判断をされているのかとの質問に、総務課専門員より、役場庁舎の空調設備は、耐震工事のときに更新した。比較的新しいものとなっているので、定期点検時に指摘事項があれば随時修繕を行っているが、耐用年数の経過のみによって更新を行うことはしていないとの答弁でありました。

また、別の委員より、大谷公園体育館の第2キュービクル更新については、議事にあつた大谷公園体育館改修工事について、補正によって追加された経緯はどうかと質問があり、建設計画課長より、補正予算の説明で不十分だったところの補足説明として、設計段階で工事費が高額になったことや、交付金が満額では採択されない可能性があつたが、国への要望がほぼ満額で採択されたために、見送っていたキュービクルの更新を追加実施することとした。工事費は前年度繰越しの350万を含めて対応を予定しているとの答弁でした。

また、別の委員より、農業担い手育成について、人・農地プランを策定し認定を受けておられる経営者はどれくらいおられるのか。そして、後継者のことも考えておられるのか。また、県の補助や順番待ちの状態、さらに補助の事務関係のスケジュールと中山間地域の緩傾斜区域拡大の取組スケジュールとその進捗はどうかとの質問があり、農林課主任より、町内には農業集落や組合が60団体余りあり、人・農地プランを策定した団体は、令和4年度で22団体、認定農業者は66件となっている。また、今年度に補助金要望をされたのは1件となっている。なお、盆明けからみずかがみの刈取りも始まるので、必要なコンバインの導入に向けて、速やかに支援できるよう取り組むとの回答でありました。

また、農林課長補佐から、山間地域の緩傾斜区域拡大は、令和7年度にできるよう取組を進めている。14集落から要望を受けており、令和5年度中に測量を完了する見込みとなっている。また、令和6年度に区域拡大の手術を行う予定としているとの答弁でした。

また、農林課長からは、後継者問題は大きな課題で、家族に引き継ぐのが難しい人もいる。外部からの担い手探しも難しい。この2年間で各集落に地域計画策定に取り組んでいただくことから、5年後、10年後はどうかということを考え、現状と課題を見詰めてもらう中で、担い手や後継者について考える機会にしていきたいとの回答でした。

また、同委員より、今年度の要望は1件とのことだが、毎年要望があれば対応するという扱いかとの質問に、農林課主任より、国・県では毎年予算化されている。事業規模に変動はあるが、国・県から調査依頼があれば要望調査を行っている。要望件数は令和2年度で1件、令和元年度で2件、平成30年度で4件であったとの回答でした。

また、同委員より、要望があれば全て採択されるのかとの問いに、農林課主任よ

り、希望を聞いて、採択されるのは大規模な経営者である傾向にあるが、現状は非常に厳しい状況との回答でした。

別の委員より、シルバー人材センターに関連して、シルバー世代は地域の担い手としての役割が大きくなっている。シルバー人材センターでの作業依頼として、高齢化に伴い、地域や個人の困り事への対応が増えてきているのではないかとこの質問に、商工観光課長より、草むしりや庭、畑の世話など、地域や個人からの仕事の依頼が増えてきているが、対応できる人員が不足している傾向にある。会員数が最も多かったのは令和元年度の433人で、今年度は298人と減少傾向にあるとのこと。また、講習会の折り込みチラシも入れているけども、今後需要も増えると思うので、対応できるよう努力していきたいとのこと。また、町では今年度から会員確保も含めた運営全般に対する補助金を増額しており、シルバー人材センターでも仲間づくりなど、工夫して会員募集をされるとの回答でした。

これに対し、同委員より、地域の担い手を確保する組織として、シルバー世代に限らず、広い世代で活動できるよう見直し、若い世代への技術継承や地域での役割拡大が期待できないか。また、新たな組織をつくるより、既存の組織で受け入れるほうが効率的と考えるがとの質問に対し、商工観光課長より、シルバー人材センターの会員対象は60歳以上である。日野町民の60歳以上の加入率は、国や県と比べても、日野町は3.9パーセントと高い加入率になっている。高齢者を対象とした組織として、運営に対し国からの補助を受けているため、会員年齢の引下げは難しい。地域の助け合いとして、自治会や有志の活躍の場などが展開されることが望ましいと考えるとの答弁がありました。

また、産業建設主監から、公益社団法人として、高齢者の雇用確保を目的とした組織となっており、高齢者等の雇用の安定に関する法律に基づき設置されているため、会員の年齢引下げは難しいとの答弁でした。また、高齢者の能力を発揮できる場ではあるが、危険を伴う作業などは断るケースがある。また、地域の様々なニーズに応え切れていない。よって、多様な形で幅広い世代がニーズに対応できる方法を模索しなければならないと考えるとの答弁でありました。

また、厚生主監からは、シルバー人材センター事務所は、平成11年に高齢者能力活用研修センターという位置づけで、健康増進や寝たきり予防と生きがい対策の拠点整備として、3,500万円をかけて建設している。当初は高齢者福祉施策として介護支援課が所管していたが、その後、高齢者の雇用対策として商工観光課が所管しているとのこと。また、会員の減少は、年金給付や定年の延長などにより現役世代の年齢が引き上がっていることも要因の1つになっている。地域の担い手の育成や活躍機会の創出として、町としては、社会福祉協議会を通じて、生活支援コーディネーターに仕組みづくりの環境を支援いただくなど、伴走支援をしているとの答弁

でありました。

また、同委員より、法律などで年齢の縛りがあることは認識しているが、年齢の枠を固め過ぎることによって、世代間の連携や世代を超えた一体的な取組の妨げにならないか懸念しているとのことでした。

また、別の委員より、センターには事務所以外にホールや和室にエアコンがあり、同時期に設置されたものとして、それらの機器は大丈夫かとの問いに、商工観光課長より、全てのエアコンを確認したが、事務室のエアコンが最も使用頻度が高いため故障に至ったと考えられるが、ほかのは大丈夫との答弁でした。

また、別の委員より、大谷体育館の第2キュービクル更新について、これも長寿命化計画に該当するのか。また、災害時の避難所に必要な設備として位置づけられているのかとの問いに、建設計画課主任より、第2キュービクルは野球場とテニスコートへの電源供給設備であり、施設の長寿命化に該当し、関連する補助金を財源にしている。避難所としても必要な位置づけで、照明の改修も、現在の水銀灯は調達が困難になっているため、早期の更新を目指しているとの回答でした。

議長より、農業担い手育成について、販路の拡大が課題となるが、道の駅が公共でなければ整備できなくなったことをはじめ、販売野菜の規格や出荷数の問題など、できない要素を取り上げられることが多く、建設的な話題が出てこない。また、大谷公園体育館の改修は、質問があったことで当初の計画を見送った部分の説明がされ、補正で追加実施する理由が今理解できた。理解に必要な説明は、はじめの説明の中で丁寧に行ってほしいとの発言がなされました。

農林課長より、フレンドマート日野店にも直売コーナーがあるが、町内家庭での日常的な消費が多数と考える。無人販売所やみかくなど、徐々に町内で野菜を販売されているところを目にするようになった。沿道で来訪者向けの直売所があればと感じているが、庁内での協議が必要と思っているとの答弁でした。

また、別の委員より、規格にこだわらず小規模農家や家庭菜園から出荷が受け入れられれば、販売野菜は確保できる。販路の充実によって農家の育成や生産の拡大が期待できると考えるとの発言があり、また、別の委員より、高齢者の雇用確保や活躍の場について、人口減少により社会や経済を現役世代だけでは支えられなくなってきているため、シルバー世代の役割が重要となっている。一部の世代に負担が偏るのではなくて、全ての世代が生き生きと社会参加できるよう、町としてはまちづくりにシルバー世代が関わってもらうための議論を進めてもらいたいとの要望がありました。

以上で、ほかに質疑なく、質疑を打ち切り、討論に入りましたが、討論なく、採決に入りました。採決は、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって審査を終了し、町長より挨拶を頂き、午前10時30分に閉会いたしました。

以上、令和5年第5回定例会における予算特別委員会についての報告といたします。

議長（杉浦和人君） 続いて、諸般の報告を行います。

議会広報常任委員長 8番、高橋源三郎君。

8番（高橋源三郎君） それでは、令和5年第5回定例会における議会広報常任委員会について、委員長報告をいたします。

去る6月8日、午前8時55分より、第1委員会室におきまして議会広報常任委員会を開催いたしました。出席委員は7名全員で、オブザーバーとして杉浦議長に出席いただきました。事務局からは吉澤局長と藤澤広報担当職員に出席を頂きました。議長挨拶の後、議会だより第24号の発行と掲載記事の内容について協議をいたしました。なお、議長におかれましては、公務のため、議長挨拶の後、退席されました。

今回も全24ページを使って記事を掲載することになりました。まず、表紙の写真について意見を求めたところ、委員より、意見として、6月に行われる小学6年生による議場見学の様子について写真を掲載してはどうかとの意見があり、協議の結果、そのように決まりました。

2ページ目と3ページ目は、表紙の写真に使った町内の小学6年生による議場見学の様子を、生徒たちの見学風景の写真も含めて掲載することとなりました。

次に、常任委員会と特別委員会の6つの委員会について、委員長報告を各2分の1ページずつ割当てをしまして、簡略化して掲載することといたしました。

次に、各議員の一般質問とその答弁については、要点を絞って掲載することとしました。この中で、今回特に変わった点は、1人1問の場合は2分の1ページを割り当てていましたけども、委員会で協議の結果、この場合も1ページ割り当てるということに決まりました。

次に、6月議会に提案された議案とその結果についてと5月15日に開催された臨時議会の結果について、見開きの2ページにまとめて掲載することとし、次のページには議員の動きとして議員派遣一覧表を載せ、さらに次のページに議長コラムと編集後記を載せて、最後の裏表紙に当たる24ページ目はカラー印刷ということで、休会中に議員として参加した事業やイベント等について、写真を含めて掲載することとしました。

これら各記事について各担当委員を決めるとともに、第24号の発行日は令和5年8月15日付とすることで確認しました。

最後に、議会広報常任委員会は議会閉会後も継続開催することについて委員全員の承諾を頂き、次回の委員会は6月27日に開催と決定しました。

委員長挨拶の後、午前11時18分をもって委員会を閉会いたしました。

以上、令和5年第5回定例会における議会広報常任委員会の報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、空家対策特別委員長 10番、後藤勇樹君。

10番（後藤勇樹君） それでは、私からは、令和5年日野町議会第5回定例会における空家対策特別委員会の委員長報告を行います。

本委員会は、第1・第2委員会室にて、令和5年6月19日13時56分に開会いたしました。議会側の出席者は委員長の私、後藤、副委員長の川東委員以下の全委員とオブザーバーとして杉浦議長、議会事務局から吉澤事務局長でございます。また、執行側からは堀江町長、河野総務政策主監、福本産業建設主監、小島企画振興課長、嶋村建設計画課長、以下、両課の関係職員でございます。

本委員会は今期から新しく設置された委員会となっております、非常に日野町でも困難な状況にある、何とか解決策も見いだしていかなければいけないということで、空家対策を主眼に置いて、いろいろ意見交換をしながら進めていく委員会でございます。

委員長、議長、町長の挨拶の後、直ちに調査研究に入り、まず、町内空家の現状と空家対策の進捗、課題、空き家・空き地情報登録制度、いわゆる空き家バンクの現状などについて、建設計画課より、令和3年3月に策定されました日野町空家等対策計画などの資料を用いて説明を受けました。

続いて、企画振興課より、定住・移住対策について、資料を用いての説明を受けました。

これを受け、委員に質疑を求めました。委員からの質疑とそれに対する執行側からの答弁をそれぞれまとめてご報告申し上げます。

委員より、町のホームページに掲載されている定住・移住の情報が古いままで、新しいものに更新されていない。また、掲載の手法も工夫が欲しい。

また、別の委員より、空き家バンクの成約率を近隣自治体との比較で教えてほしい。また、仏壇などの処分に町からの支援はあるのか。また、空き家バンクの趣旨から外れて売買契約を締結された場合、町は契約破棄を求められるのか。また、地元で空き家バンクを利用して売買が成立した物件が3件あるが、購入者が物件購入後に外国人に借家として貸し出して困っている。町は空き家バンク登録者や地元自治会との意思疎通、情報共有が十分にできていなかったのではないかと。また、移住対策として見ると、現在の組織体制が不十分であり、ビジョンが見えてこない。まずは特定危険空家をつくらないことが第一だと思う。先進事例を参考に、民間に委託するなどの手法も検討していただきたい。また、地元では空き家への入居でよかった例もあるが、危険な空き家も存在する。町も本腰を入れて対策を行ってほ

しい。また、今後、空き家は増えていくと思われるが、地元の区長は毎年替わるので、区内の空き家情報などが十分に引継ぎされていない。今後、区で空き家対策マニュアルを作成することが望ましいと考えるが、町からマニュアルのモデルなどを示していただけませんか。また、本年4月に相続に関する法律が改正されたことなども含め、人・農地プランの空き家対策版の作成を検討できないかなどの質疑がございました。

これに対し、執行側より、町ホームページ「移住定住情報・ひの暮らし」の昨年度の更新頻度は少なかった。今年度はIターン・Uターン移住者特集をはじめ、更新頻度を上げるよう取り組む。また、近隣自治体の空き家バンク成約率は調べていないが、老朽化等により販売できないものは空き家バンクに登録していない。空き家に置かれた仏壇や家具の処分に対し、町からの支援は難しい。また、空き家バンクの契約には売買業者が間に入る間接型と売主・買主間で行う直接型があるが、トラブル防止のため、間接型をお勧めしている。また、空き家バンクの趣旨から外れた契約者は、空き家バンクの登録を抹消することはできるが、町が売買契約を止めることは難しい。弁護士も、法律や条例への違反行為がない限り、町が売買契約や売買成立後の物件の用途に入り込むことは困難との見解である。また、空き家バンクを利用して外国人が住まわれたことで地域に急激な変化が起こり、地域の方が困られていることに対し、町が受け止め、寄り添えなかったことを大変申し訳なく思っている。また、東近江市など、空き家バンクを民間委託している自治体もある。空家等対策特別措置法の一部改正により、NPO法人や社団法人等が空家等管理活用支援法人として指定できるようになったことにより、外部委託も視野に入れられるようになった。また、空き家の増加は近年のうちに新興住宅・団地でも起こってくる。空き家が増え、人が減り、集落が消えると文化もなくなってしまう。将来を見通した議論が必要である。また、地域によって空き家に対する対応は異なるが、行政からも地域の方が空き家対策を行っていただけるようなマニュアル作りを検討していきたい。また、人・農地プランの空き家版的なものを考えることは意義があると思う。空家等対策特別措置法改正の件も含め、周知に努めたいなどの答弁や説明がありました。

最後に、委員長より、様々な意見を聞き、要点が大分絞られてきたと思う。大きく分けると、1つ目に、空き家を増やさないためにはどうしていくべきか。2つ目に、空き家になってしまっている物件の管理をどうしていくべきか。また、それについて、個人で管理できなくなった空き家はどう管理していくのか。そして、3つ目に、空き家バンク利用等で移住してきた人たちに、地域はどのように対応していくか。4つ目に、移住者が地域に受け入れられるよう、地域や行政はどのような支援ができるかの大きく4点になるかと思う。次回からは、これらの項目について

1つずつ議題を絞って、具体的な方針や対策を話し合い、最終的には議会からの提言書をまとめていこうと思うとの発言をさせていただきました。

約2時間にわたり、長時間、様々な意見を交わしていただくことができました。その後、町長からの挨拶があり、15時50分に空家対策特別委員会を閉会いたしました。

以上、空家対策特別委員会委員長報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、議会改革特別委員長 6番、野矢貴之君。

6番（野矢貴之君） それでは、令和5年日野町議会第5回定例会議会改革特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

6月20日午前に行われた委員会では、委員長、私をはじめ福永副委員長、そして議員全員の参加により行いました。オブザーバーとして議長に出席いただいております。

この議会改革特別委員会というのは、付託案件のない調査研究のみの委員会となっております。性質としましては、全員参加で話し合う委員会というふうになっておりまして、議会改革というものをテーマに自らで話し合い、自らに提案し、自らで決定し実行する、そのような性質の委員会でございます。18期のテーマとしては「前進する議会」ということを掲げさせていただいて、進めていきました。

1つ目の話題としては、議会改革とはということをご皆さんで共有いたしました。議会改革の方向性についてということですが、議員個々の活動はそのままに、議会や委員会の機能向上を目指すというようなことを共有させていただき、住民に期待されているのは、議員同士の十分な話し合いと住民の意見反映である。特に住民の意見を反映する仕組みを議会全体として構築するところに重点的に取り組むということで、議会もチャレンジをしていくというようなことを共有させていただきました。

2つ目に、18期で取り組みたいことという話題で話を進めていきまして、主に6つの話題が出ました。

1つ目は、議員間討議について。いわゆる議員全員で話し合うということですが、議会は執行側から提案された議案に対して審査するのが基本的な仕組みであるということを前提に考えて、意図的に住民の話題を取り上げ、調査研究し、議員間討議で町のことを話し合うというような仕組みをつくっていききたいというようなことを1つ目にみんなで共有をいたしました。

2つ目に、その入り口としまして、議会と住民との意見交換会というものの開催についてですが、これは全員で開催するというのではなく、今回からは委員会ごと開催し、要望書や提言書として委員会ですとまとめるというようなところまでチャレンジしてはどうかというような方向性で全員の同意を得ました。

3つ目に、先行して行う議会改革としまして、通年議会をしてはどうかというような話が上がりました。これも全員の同意の下、次回以降、メリット・デメリットを整理し、条件整備を進めていくというようなことで同意を頂きました。

4つ目に、議員の多様な成り手を確保するための待遇改善についての必要性というようなところは、全員で共有いたしました。経緯として、平成11年に議員報酬改定を前提とし、定数削減を始めていただきましたが、はや25年。以降、議員定数を20人から14人まで削減しながら、25年間大きな報酬改善に至らなかったみたいなことを踏まえ、過去から続く宿題をここで片づけるというようなことを皆で確認し合いました。また、関連して、政務活動費については用途について明確な説明をするというようなことができますので、取り入れやすいのではないかとというような意見も出ました。また、これらの待遇については、先進地視察をするなどして、モデルや根拠をそろえていきながら議論を深めていくというようなことで同意をいたしました。

5つ目に、今話題に出た先進地視察ということですが、主に4年間や2年間の期末に行くというようなことで先進地視察を行いますと、行政への提案等々に還元することができないというようなことになってしまいますので、今回の皆での同意事項としては、解決したい課題が明確になったら、できるだけ早い段階で先進地視察を積極的に行い、議員間討議につなげていくというようなことで皆で共有いたしました。

そして、6つ目の話題としては、議会を知ってもらうというような意味の広報活動として、図書館とタイアップするというような案が出ました。これについては議会広報常任委員会主導で行ってはどうかということで、全員の同意を得たという次第であります。

以上6点について今回は話し合うということになりましたが、議会改革については諸問題ありますけれども、実証実験のような形で、とにかく議会もチャレンジしてやってみる。そして実践、改善していくというような気持ちで実行していくというようなことで今後も進めてまいります。

また、その後、組織・団体との意見交換会について幾つか案を出し合い、また、4つ目の話題として、6月議会を振り返ってというようなことで、最後の委員会となりましたので、皆で振り返りを行いました。

ここでは2点話題が上がりまして、1点目は、一般質問のときにインターネットで中継をされているのでありますが、インターネットでも手元の配付資料が見られるようにできないかというようなことは、事務局ともに確認をしていくというようなことを話し合いました。

また、最後に、いせの調整池の話題、そちらに関連する予算の使い方のような、

制度上ふさわしくないのではないかというような扱いになっているようなもの、こういうものを早々に正しい形に整えるなど、議会も同じ話題を長引かせることのないように、解決して前進していきましょうというようなことを共有いたしました。

以上、議会改革特別委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 以上をもって各委員長の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時から再開いたします。

－休憩 10時45分－

－再開 11時00分－

議長（杉浦和人君） 再開いたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第62号から議第67号まで（工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その10）ほか5件）については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第62号から議第67号まで（工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その10）ほか5件）については、原案可決であります。各案は委員長報告のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第62号から議第67号まで（工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その10）ほか5件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

次に、請願第1号、オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）への日常生活用

具給付補助の増額およびオストメイト対応トイレ設置推進等を求める請願書についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

－ 起 立 全 員 －

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、請願第1号、オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）への日常生活用具給付補助の増額およびオストメイト対応トイレ設置推進等を求める請願書については、委員長報告のとおり採択と決しました。

日程第3 決議案第3号、国に対し、インボイス制度の延期・見直しを求める意見書決議についてを議題といたします。

決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員長 9番、加藤和幸君。

9番（加藤和幸君） それでは、産業建設常任委員会の調査研究を受けて案文を作成いたしました。読み上げます。

国に対し、インボイス制度の延期・見直しを求める意見書案。

コロナ禍からの景気回復が進まず、国民生活が苦しい中であって本年10月から適格請求書（インボイス）制度が導入されようとしています。

インボイスを発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生します。また、課税事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため、免税事業者は取引から除外される可能性があります。個人事業主、フリーランス、一人親方、個人タクシー運転手、小規模農家、シルバー人材センターの仕事をする高齢者など広範な事業者には負担増が強いられます。

一方で現在、課税事業者であっても、シルバー人材センターのように支払先の多くが免税事業者であり、その支払先がインボイスを登録しない場合、仕入税額控除ができず、多額の税負担が発生します。

いま、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会など多くの団体も「凍結」「延期」「見直し」の表明や、現状のままでの実施に懸念の声をあげています。

中小零細事業者にとって、消費税は価格に転嫁することが困難な状況にあり、制度導入を契機とした廃業の増加や成長意欲の低下を招くなど、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがあります。

多くの事業者は新型コロナ危機のもと事業継続に懸命に取り組んでおられ、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかけられる状況ではありません。

よって、国に対し、インボイス制度の延期・見直しを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年6月26日、滋賀県蒲生郡日野町議会。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官宛て。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第3号、国に対し、インボイス制度の延期・見直しを求める意見書決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第3号、国に対し、インボイス制度の延期・見直しを求める意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書は、日野町議会議長名において政府関係機関宛てに送付いたします。

日程第4 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ配付の議員派遣表一覧表のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。

なお、派遣の変更および緊急を要する派遣の場合は、議長において決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から、お手元へ印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条

の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会、空家対策特別委員会および議会改革特別委員会は、問題調査のため、引き続き設置いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（堀江和博君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

山々の木々が深緑に輝く夏らしい風景が町内一円に広がっております。議員各位におかれましては、1日の開会日以降、今議会に提案をいたしました案件につきまして慎重審議を賜り、採決を頂き、厚く御礼を申し上げます。また、本日は副町長の選任につきましてもご同意を頂き、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。一般質問や各委員会においてお聞かせを頂きました貴重なご意見、ご提案は今後のまちづくりに活かしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、これからの取組でございます。7月8日には、南比都佐地区の行政懇談会を皮切りに、各地区行政懇談会を順次開いていただきます。区長さん、皆さんとお話しをさせていただく中で、行政としての役割と責任を果たし、住民と行政で「ともに創るまち」を進めていくための場とさせていただきたいと考えております。

また、7月2日には、日野町消防団ポンプ操法訓練大会が桜谷小学校グラウンドで行われます。約1か月にわたり早朝から訓練を頂き、きびきびとした操法やチームワークを見せていただけることを楽しみにしております。

8月5日土曜日には、夏の恒例イベントでございます氏郷まつり「夏の陣」2023の開催が計画をされております。日野町イベント実行委員会の格別のご尽力と企業、団体の皆様のご協力によりまして、町民の皆さんに夏の日の楽しいひとときをお過ごしただけのものとの期待をいたしているところです。

そのほかにも、各地域や団体において様々な催しを計画していただいていると存

じております。議員各位、また町民の皆様のご理解、ご協力、またご参加を頂きますようお願いを申し上げます。

これから毎日暑い日が続くと思われませんが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意を頂きまして、議員活動にご精励を頂きますとともに、各方面でご活躍をされますことをご祈念申し上げ、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 去る6月1日から本日まで、諸案件の審議ならびに調査研究にあたられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

本定例会は第18期議員の当選後、初めての定例会でありました。今期の18期においては、喫緊の課題に向けた特別委員会として空家対策特別委員会および議会改革特別委員会を設置し、本定例会から本格的な議論を始めました。

人口減少に伴い、全国的な課題となっております空き家問題については、当町においても大きな課題であります。空家対策特別委員会においては、空き家対策に向けた研究と議論を重ねてまいります。また、二元代表制の一翼を担う議会には、分権時代に対応した、役割と責務を求められております。第17期に引き続き、議会改革特別委員会においては、議会および議員のその使命を着実に果たせるよう議論し、議員一丸となって進んでまいります。いずれの特別委員会においても、結果を出してまいりたいと考えております。

梅雨空が続いておりますが、梅雨明けとともに暑さがなお厳しくなっております。議員各位におかれましても健康に十分ご留意を頂き、議員活動にそれぞれの立場でご精励を賜りますことを心からお願い申し上げまして、以上をもちまして本日の会議を閉じ、令和5年日野町議会第5回定例会を閉会いたします。

一同起立、礼。

一 起 立 ・ 礼 一

議長（杉浦和人君） ご苦勞さまでした。

一閉会 11時11分一

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 谷口 智哉

署名議員 中西 佳子